

お得意様各位

平成27年8月24日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V

相続税申告書・財産評価・新法人税追加別表・電子申告等のネット更新について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

以下のプログラムが完成しましたのでお知らせ致します。(改正保守ご加入(未納含む)及び、ご注文ソフトのみ更新します。)

- ・相続税申告書、財産評価プログラム
平成27年改正対応
- ・新法人税申告書プログラムの[200]追加別表(※オプションプログラム・System-Vのみ)
特別償却の付表様式変更対応、及び付表8新規追加
- ・電子申告システム
地方税：eLTAX 平成27年8月24日更新に対応 *電子申告環境設定の更新作業あり
※注意事項がございますので、P.11～を必ずご一読下さい。

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。
今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願い致します。

取扱説明書

- ・<http://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- ・ System-V ネット更新作業手順及びバージョンNO. 一覧表 1～2
- ・ 電子申告環境設定 インストール方法 3～5
- ・ 相続税申告書プログラム 更新内容 6～8
- ・ 財産評価プログラム 更新内容 9
- ・ 法人税申告書追加別表プログラム(※オプション) 更新内容 10
- ・ 電子申告システム 更新内容 11～12

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願い致します。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

プログラム更新 ○○ 個のファイルが新しくなっています
1000番の4で更新できます

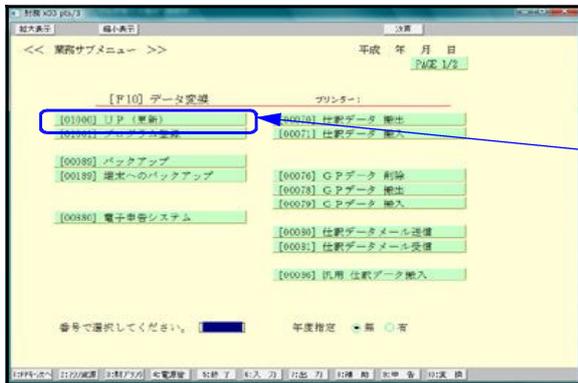
*** 以上を読んだら Enter を押してください ***

また、同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信致します。

上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新(サーバー側)及び電子の環境更新(各端末側)がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行って下さい。

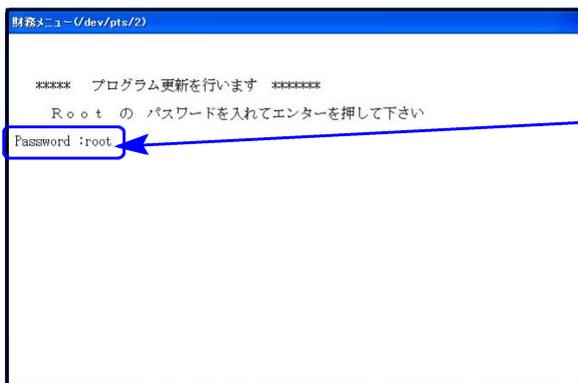
サーバーの更新方法

① [F10]データ変換より、[1000]UP(更新)を選択します。



初期メニューより [F10] データ変換を選択します。[1000] UP(更新)を呼び出します。

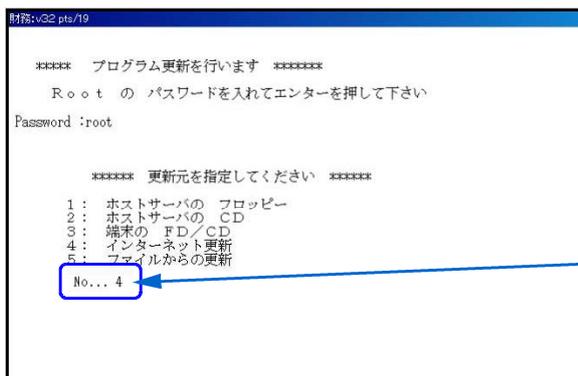
1000 Enter を押します。



② 左図の画面を表示します、

Enter を押します。
(rootは入力しません)

root は消さないように注意して下さい。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



③ 左図の画面を表示します。

『4』インターネット自動更新を選択します。

4 Enter と押します。

```

財務:V32 pts/19
***** プログラム更新を行います *****
Root の パスワードを入れてエンターを押して下さい
Password :root

***** 更新元を指定してください *****
1 : ホストサーバの フロッピー
2 : ホストサーバの CD
3 : 端末の FD/CD
4 : インターネット更新
5 : ファイルからの更新
6 : No... インターネットで更新できるか調べています
Check host= www.tatemura.co.jp/loginck.html Next
Check host= taml.net/loginck.html Next
Check host= www.tatemura.net/loginck.html 4
Find listURL http://www.tatemura.com/cgi/lylist.cgi
Check host= www.tatemura.com/cgi/lylist.cgi Find Data
FileCheck from http://www.tatemura.com/cgi/prdown/tub80/download.cgi 4

```

④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ち下さい。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。インターネットの環境にもよりますが、『10～20分』かかります。

```

財務:V32 pts/19
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:40 GMT
Server: Apache
Check: c9c9c1d1bc50904988Edca0ea9od9d20
Content-Length: 494718
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
8
種別情報ファイル をインストールします[y/n/a/l]? ...A
HTTP/1.1 200 OK
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:42 GMT
Server: Apache
Check: 004737b4004f727cbed87d62b8c4b63e
Content-Length: 12133
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
3
G Pの初期値 をインストールします[y/n/a/l]? ...A
0
***** ○○ ファイルを更新しました *****
F 5 を押して下さい

```

⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

⑥ **F 5** を押して更新画面を終了します。

⑦ サーバーを再起動して下さい。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9**（申告・個人・分析）の1・2頁目、**F 1 0**（データ変換）の1頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備 考
1 1 0 (2 0 0)	新法人税申告書 -オプション- 追加別表	[200] V-1.3 1	特別償却の付表の様式変更に対応、及び付表8を新規追加しました。
5 0 0 5 1 0	相続税申告書 A " B	V-2.0 0	平成27年改正に対応しました。
5 3 0 5 4 0	WP版相続税申告書 A WP版相続税申告書 B	V-2.0 0	
5 5 0	財産評価	V-2.6 0	
1 1 1 0	届出書セット	V-2.0 2	
8 8 0	電子申告	V-1.3 6	地方税電子申告eL TAXの更新に対応しました。

※電子申告を行っているパソコンでは次頁からの作業も行って下さい※

電子申告 環境設定インストール方法

※電子申告をご利用のコンピュータでのみ作業を行って下さい※

- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。(マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。) 終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- 下記に沿って各端末機でインストール作業を行って下さい。

<http://www.tatemura.co.jp/>

1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。



2. 「ダウンロード」をクリックします。



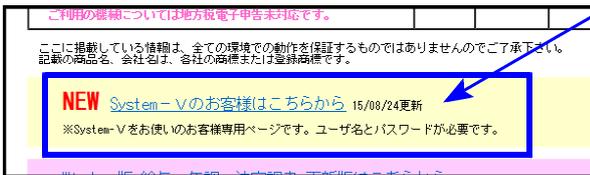
3. 左図の画面が開きます。「ダウンロードはこちらから」をクリックします。



4. 左図の画面を表示します。下へスクロールして「System-Vのお客様はこちらから」をクリックします。



5. 左図を表示します。更新のお知らせメールに記載されている
 ユーザ名 『 XXXX 』
 パスワード 『 XXXX 』
 を入力して、OKをクリック。



6. 左図の画面を表示します。
 電子申告の環境設定をインストールします。
 国税・地方税電子申告システム環境設定の『インストール』をクリックします。

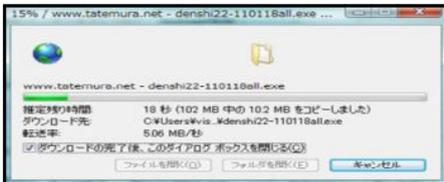




7. 左図の画面を表示します。

保存 を選択して下さい。

※保存場所指定画面が出た場合はデスクトップに指定します。



8. 左図の画面を表示します。

次の画面を表示するまでお待ち下さい。

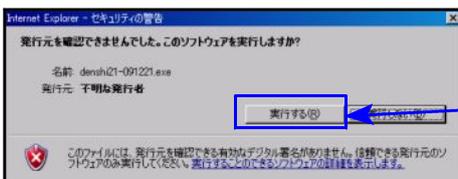
右図の画面を表示した場合は **操作** を選択します。

↓

左側の画面を表示しますので「その他のオプション」をクリックします。

↓

右側の画面を表示したら「実行」を選択します。



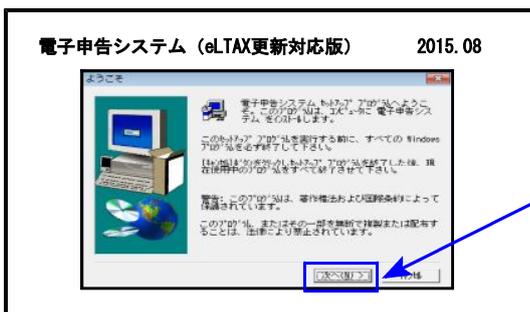
9. 左図の警告画面を表示した場合は

実行する を選択して下さい。



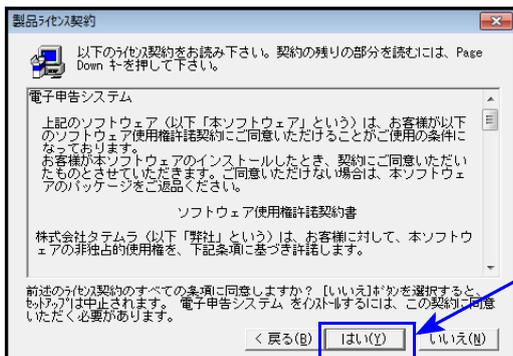
10. 左図の画面を表示します。

しばらくお待ち下さい。



11. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。



12. 左図の画面を表示します。

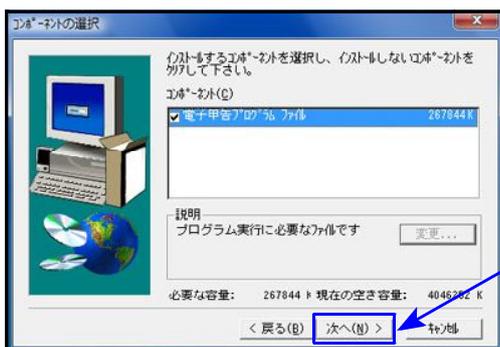
「はい」をクリックします。



13. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

しばらくお待ち下さい。



14. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

更新作業が始まります。
そのまましばらくお待ち下さい。



15. 「セットアップの完了」と表示したら
「完了」をクリックします。



※インストール終了後に「このプログラムは正しくインストールされなかった可能性があります」と表示した場合は、「このプログラムは正しくインストールされました」をクリックします。

以上で更新作業は終了です。

平成27年1月1日に施行された税制改正に対応しました。

【 主な改正事項 】

- ・遺産に係る基礎控除額の引き下げ
- ・最高税率の引き上げなど、相続税の税率構造変更
- ・未成年者・障害者控除の控除額引き上げ
- ・小規模宅地等の特例の、適用対象となる面積等の変更

平成26年以降用プログラムですでに平成27年1月1日以後の相続税申告データを入力している場合、基礎控除額や税率構造が変更になっていますので、今回のプログラム更新後、96・97・98連動計算をかけて、必ず入力画面でデータの確認を行ってください。

《 以下の申告書の変更に対応しました 》

第1表、第1表(続)、第2表、第4表、第6表、第8表、第11・11の2表の付表1、第11・11の2表の付表1(別表)、第11・11の2表の付表2、第14表、修正第1表、修正第1表(続)

● 第1表、第1表(続)、修正第1表、修正第1表(続)

項目名・年分表示が変更になりました。

基礎控除額の0円固定が100万→10万円単位までの固定に変わりました。

● 第2表

①相続税の速算表が変わりました。

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10 %	15 %	20 %	30 %	40 %	45 %	50 %	55 %
控 除 額	- 千円	500 千円	2,000 千円	7,000 千円	17,000 千円	27,000 千円	42,000 千円	72,000 千円

【 小規模宅地等の表が以下のように変更となりました 】

平成26年
第11・11の2表の付表2の1 }
第11・11の2表の付表2の2 } → 第11・11の2表の付表1、及び付表1(続) 表全体が変更

第11・11の2表の付表2の3 → 第11・11の2表の付表1(別表) 表名・表示文字のみ変更

第11・11の2表の付表1 → 第11・11の2表の付表2 表示文字・限度面積の変更

● 第11・11の2表の付表1

① 居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積が拡大されました。

改正前：240㎡



改正後：330㎡

② 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されました。

改正前：特定居住用宅地等 240㎡ }
特定事業用等宅地等 400㎡ } 合計400㎡まで適用可能



改正後：特定居住用宅地等 330㎡ }
特定事業用等宅地等 400㎡ } 合計730㎡まで適用可能

○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の◎欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。				
小規模宅地等の区分		相続人等の居住用宅地等		相続人等の事業用宅地等
小規模宅地等の種類	<input type="checkbox"/> 特定居住用宅地等	<input checked="" type="checkbox"/> 特定事業用宅地等	<input checked="" type="checkbox"/> 特定同族会社事業用宅地等	<input type="checkbox"/> 貸付事業用宅地等
◎ 減額割合	80 100	80 100	80 100	50 100
◎の小規模宅地等の面積の合計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
◎イ 小規模宅地等のうち◎ロに◎イ付事業用宅地等がない場合	〔1〕の◎の面積		〔2〕の◎及び◎の◎の面積の合計	
限度面積	≤ 330㎡		≤ 400㎡	
◎ロ 小規模宅地等のうち◎イ付事業用宅地等がある場合	〔1〕の◎の面積 × 200 980		〔2〕の◎及び◎の◎の面積の合計 × 200 400 + 〔4〕の◎の面積	
	≤ 200㎡			
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(◎イ付事業用宅地等)の選択の有無に応じて、◎欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。				
※ 税務署整理欄				
年分	<input type="text"/>	名簿番号	<input type="text"/>	申告年月日
	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
			一連番号	がけ番号
			<input type="text"/>	<input type="text"/>
			補充	<input type="text"/>
第11・11の2表の付表1 (資4-20-12-3-1-A4統一)				

③ 小規模宅地等の種類番号が変更になりました。

特定事業用宅地等14→2、特定同族会社事業用宅地等15→3、貸付事業用宅地等16→4
特定居住用宅地等17→1

※平成26年以降用プログラムですでに平成27年1月1日以後の相続税申告書作成をしていたデータについては、種類番号の再入力が必要です。

● 第11・11の2表の付表2

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算 この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。		
(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積		
① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積	③ 特例適用種面積(①-②)
200㎡又は400㎡	㎡	㎡
(注) 「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡により、同特例の適用がある場合には400㎡により③欄「特例適用種面積」を計算します。		
(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額の計算		

入力画面で200㎡・400㎡を選択します。選択しないと③を計算しませんのでご注意ください。(選択していない方を打ち消し線印字します。)

● 第8表、第14表

表示文字の変更がありました。

【 改正による変更点 】

『取引相場のない株式の評価明細書』の改正に対応しました。

●第5表[8]、第8表[8][21]

評価差額に対する法人税額等相当額を計算する率が、40%から**38%**に変更となりました。

【 プログラムの機能更新 】

『取引相場のない株式の評価明細書』の以下の表について、機能更新を行いました。

●第3表

第5表を作成しない大会社のケースに対応。

第5表がない場合②を空欄にし、①の金額を④へ転記するようにしました。

1株当たりの 価額の計算の 基となる金額	類似系種比準価額 (第4表の④、⑤又は⑥の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の③の金額)	1株当たりの純資産価額の80% 相当額(第5表の③の記載があ る場合その金額)
①	②	③	④
150			
1株当たりの 株式の価額	1株当たりの 株式の価額の算定方法	1株当たりの 価額	
①	②	④	
150	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)	150	
②	①と②のいずれか 低い方の金額	④	
	Lの割合 ②の金額が あるときは②の金額	Lの割合	
	(円 ×) + (円 × (1 -))		

②の記載がないときは①の金額を④へ転記できるようにしました。

●第4表 ③ 欄の参考サブミットを新規追加しました。

比準要素数1又は0の 会社の判定要素の金額	参考
①/⑤又は (①+②)/2/⑤	① 112
③/⑤又は (③+④)/2/⑤	② 31
1株(50円)当たりの年利益金額 ①/⑤又は (①+②)/2/⑤	円 112
③	

ニ/⑤	164
(ニ+ホ)/2/⑤	112
ホ/⑤	60
(ホ+ヘ)/2/⑤	31

金額選択の参考にして下さい。

●第5表

会社No.	1	株式会社 A
第5表 1株当たりの純資産価額(相統税評価額)の		
1.資産及び負債の金額(課税時期現在)		
資産の部		負債の部
科目	相統税評価額	帳簿価額
現金	5,587	5,587
預金	8,393	8,393
短期借入金	6,580	
未達小切手		57
貸入金	780	
貸入金	2,100	
長期借入金	88,205	
建物	1,480	
建物附属設備	506	
構築物	83	
機械装置	-144	
車両運搬具	1,524	
工具器具備品	448	
土地	27,400	
電器加入権	254	
出資金	120	
繰入金	50	

「財務連動」サブミットを開き、「財務読」(F8)をして会計データから読み込まれた行の転記チェックボックスには、自動でチェックを付けるよう機能変更しました。

転記しない科目については、チェックを外して下さい。

『特別償却の付表』について様式変更がありましたので、[200]追加別表プログラムの各表を対応更新しました。 ※特別償却の付表のe-Tax(国税電子申告)対応は、12月の予定です。

- 特別償却の付表1
項目名の変更がありました。
- 特別償却の付表17
「特別償却の種類」が2→4種類になりました。

医療用機器等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法45の2①、68の29①、旧措法45の2①、68の29①)		事業年度又は連結事業年度	27・1・1 27・12・31	法人名	株式会社 東京商事			特別償却の付表(十七)	
特別償却の種類	1	45条の2第1項 68条の29第1項 旧45条の2第1項第()号 旧68条の29第1項第()号			45条の2第1項 68条の29第1項 旧45条の2第1項第()号 旧68条の29第1項第()号				45条の2第1項 68条の29第1項 旧45条の2第1項第()号 旧68条の29第1項第()号
事業の種類	2								

- 特別償却の付表8 ~新規追加しました~

区分	表番号及び別表名	区分	表番号及び別表名	区分	表番号及び別表名
	【特別控除】		【特別償却の付表】		【外国税関係】
1	[9031] 別表6-3付表1	1	[9901] 特別償却の付表1	1	[9062] 別表6-2
1	[9066] 別表6-6	1	[9902] 特別償却の付表2	1	[9022] 別表6-2-2
1	[9087] 別表6-7	1	[9908] 特別償却の付表8	1	[9063] 別表6-3
1	[9088] 別表6-8	1	[9917] 特別償却の付表17	1	[9064] 別表6-4
1	[9089] 別表6-9			1	[9082] 別表8-2
1	[9010] 別表6-10			1	[9003] 復興税 別表3

特定生産性向上設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法42の6②、68の11②、42の12の5①②、68の15の6①②)		事業年度又は連結事業年度	27・1・1 27・12・31	法人名	株式会社 東京商事			特別償却の付表(八)	
特定生産性向上設備等の区分	1	42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第()項 68条の15の6第()項			42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第()項 68条の15の6第()項				42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第()項 68条の15の6第()項
事業の種類	2								
(機械・装置の耐用年数表の番号)	3								
特定生産性向上設備等の種類等	3								
特定生産性向上設備等の名称	4								
設置した工場、事業所等の名称	5								

平成27年8月24日のeLAX(地方税電子申告)更新に伴い、弊社電子申告システムも対応致しました。

e-TAX(国税電子申告)につきましても、平成27年9月24日に更新が予定されています。弊社対応版更新も予定しておりますので、発送日等決まり次第、ブログにてお知らせ致します。

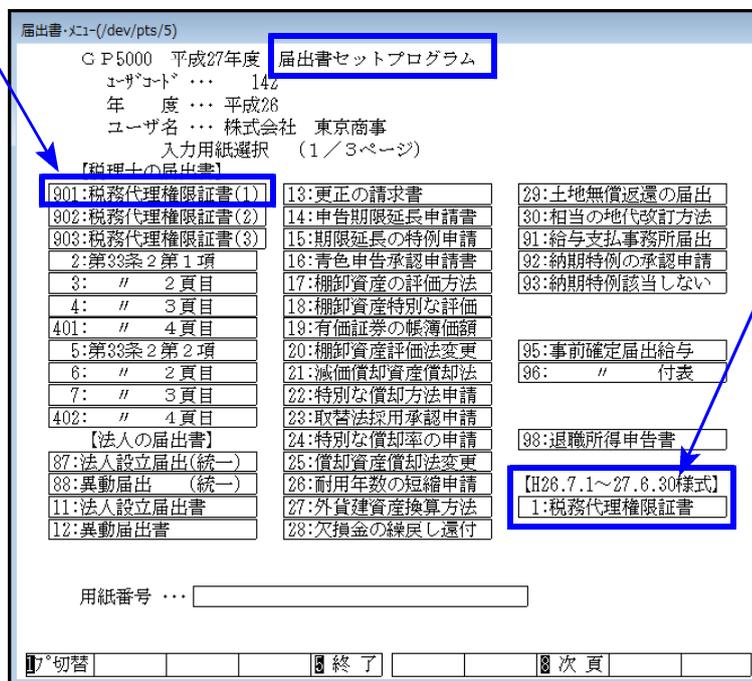
【 地方税電子申告変換について 】

● 税務代理権限証書

地方税電子申告においては、事業年度で様式判定をして変換します。

・平成27年7月1日以後開始事業年度の場合
[901] 税務代理権限証書(1) で変換

・平成27年6月30日以前開始事業年度の場合
[1]H26. 7. 1~27. 6. 30様式で変換



国税電子申告では、平成27年7月1日以後の申告については新様式を使用することになっています。そのため、[882]法人・送信データ作成からは新様式の税務代理権限証書を作成できるようになっています。

[1110]届出書セットの
901・902・903

平成27年6月30日以前開始事業年度の地方税申告に税務代理権限証書を添付する場合は、[1110]届出書セット内の[1]H26. 7. 1~27. 6. 30様式に入力をした後に、電子申告変換を行って下さい。



● 平成27年度税制改正に関する対応について

eLTAXでは平成27年8月24日の更新で、以下の様式については平成27年度税制改正に対応されています。

第6号様式、第6号様式別表5の2、第6号様式別表5の2の3、第7号様式、第20号様式、第20号の3様式
このため、これらの地方税電子申告プレビューについては新様式となっております。

[110]法人税申告書プログラムの様式とプレビュー様式は異なりますが、データは正しい項目で変換しております。

ただし、[110]法人税申告書プログラムの対応版については開発中です。

平成27年4月1日以後開始分の申告については、弊社システム更新までの間、手書きまたは、PCdeskでの提出をお願い致します。(※発送時期は未定)